


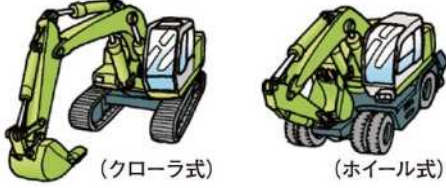




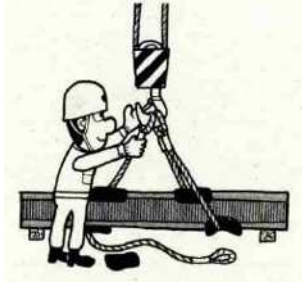


# 車両系建設機械、フォークリフト、移動式クレーン を使用する作業は、資格がないとできません。

一定の危険・有害な業務に労働者を就かせるときは、事業者は、その業務に関する安全または衛生に関する特別の教育を行わなければならない（労働安全衛生法第59条第3項（特別教育））。

また、**特に危険・有害な業務については、免許や技能講習など必要な資格を有する者でなければ、その業務に就くことが禁止されています**（労働安全衛生法第61条（就業制限））。

例えば、下のイラストにある機械の運転の業務は、道路を走行する免許（大型特殊免許等）だけでは作業できないため、これらの機械を使用して作業を行う場合は資格を取得してください。また、移動式クレーンやクレーンの玉掛けの業務についても資格が必要になります。

<h3>車両系建設機械の運転の業務</h3> <p>●整地・運搬・積み込み用機械</p> <p>トラクター・ショベル      ブル・ドーザー</p>  <p>(クローラ式)      (ホイール式)</p> <p>●掘削用機械</p> <p>ドラグ・ショベル</p>  <p>(クローラ式)      (ホイール式)</p>	<h3>フォークリフトの運転の業務</h3>  <p>(カウンターバランス式)</p>  <p>(ピッキング式)</p>  <p>(リーチ式)</p>
<p>【資格】機体重量が3 t 以上の場合は技能講習を修了した者 (1) 3 t 未満の場合は特別教育を受けた者</p>	<p>【資格】最大荷重が1 t 以上の場合は技能講習を修了した者 1 t 未満の場合は特別教育を受けた者</p>
<h3>移動式クレーンの運転の業務</h3> 	<h3>移動式クレーンの玉掛けの業務</h3>  <p>（玉掛けの業務とは、つり具を用いて行う荷掛けおよび荷外しを行う作業をいいます。具体的には、クレーン等を用いて荷役運搬作業を行う場合、つり荷をクレーン等のフックでつるために玉掛用ワイヤロープ等を利用して行われる準備、荷のつり上げ、つり荷の移動およびつり荷を所定の位置に置くまでの作業をいいます。）</p>
<p>【資格】つり上げ荷重が5 t 以上の場合は免許（移動式クレーン） (2) 1 t 以上5 t 未満では技能講習修了者 1 t 未満では特別教育を受けた者</p>	<p>【資格】つり上げ荷重(2)が1 t 以上の移動式クレーンの玉掛けの業務では技能講習を修了した者、1 t 未満では特別教育を受けた者</p>

(1) 機体重量は、アタッチメントを交換することによって種々の用途に変更する機械にあつては、アタッチメントを除いた機体の重量をいい、例えば、トラクター等の機械では、トラクター単体の重量をさすものであること（昭47.9.18 基発第602号）、(2) つり上げ荷重とは、「移動式クレーンの構造および材料に応じて負荷させることができる最大の荷重」と定義されています（安衛令第10条）。



## 1 技能講習と特別教育



- 技能講習は、各都道府県労働局の登録を受けた機関が実施することとされ、沖縄労働局の登録を受けた登録教習機関の一覧がホームページで公開されています（右のQRコード参照）。  
**事業者であっても、資格がないと当該業務を行ってはいけません。**  
講習の修了者が当該業務に従事するときは、修了証を携帯しなければなりません。
- 特別教育は、危険・有害な業務に労働者をつかせるときに事業者が行わなければならない教育です。教育の内容は法令で定められており、教習科目について十分な知識、経験を有する者が講師となって行う必要があります（昭和48年3月19日付け基発第145号等）。事業者は外部機関が実施する特別教育を受講させることができますが、外部機関は特別教育を実施するのに当たり各都道府県労働局の登録を受ける必要はありません。

登録教習機関



## 2 用途外使用の禁止と接触の防止

車両系建設機械や、フォークリフトなどの車両系荷役運搬機械を使用して荷をつり上げる、労働者を昇降させるなどの主たる用途以外で使用してはいけません（安衛則164条、同151条の14）。  
運転席以外に人を乗せてもいけません（安衛則162条、同151条の13）。

事前に作業計画を作成して、作業員全員でどのような危険があるのかを確認し、用途外使用や接触事故の防止を図ります（安衛則155条、同151条の3）。

- 車両系建設機械や車両系荷役運搬機械を用いて作業を行うときは、誘導者を配置して誘導させない限り、運転中の車両に接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはいけません（安衛則158条、同151条の7）。



## 3 法令点検の実施

- 車両系建設機械や車両系荷役運搬機械は、1年以内に1回年次自主検査、1月以内に1回月次自主検査を実施してください。また、自主検査を行ったときは、検査の結果を記録し、これを3年間保存してください。また、作業開始前には作業開始前点検を実施してください。
- 車両系建設機械とフォークリフトの年次自主検査は特定自主検査といい、資格のある検査者または登録検査業者による検査が必要です。
- 特定自主検査を行った時は、車体の見やすい位置に実施年月を明らかにする検査標章の貼り付けが必要です。
- 車検を受けているだけでは自主検査にはなりません。

対象機械の例	年次自主検査	月次自主検査	作業開始前点検
車両系建設機械 (トラクター・ショベル、 ドラグ・ショベルなど)	◎ 特定自主検査	○	○
フォークリフト	◎ 特定自主検査	○	○
ショベルローダー フォークローダー	○	○	○
移動式クレーン	○	○	○

## 4 労働災害が発生したときに



- 労働者死傷病報告の提出義務  
労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときは、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（安衛則97条）。休業4日以上では様式23号を、4日未満では様式24号になります（様式は、右のQRコードを参照願います。）。
- 事故報告書の提出義務  
被災者がおらず労働災害ではなくても、爆発、火災、移動式クレーンの転倒やワイヤロープの切断など一定の事故が発生したときは、様式22号により所轄労働基準監督署へ報告しなければなりません（安衛則96条）。
- 労災保険制度では、労働者が業務中または通勤途中に災害にあい、負傷または病気にかかった場合は、労働者の請求（請求書は、右のQRコードを参照願います。）に基づき、労災保険により治療費の給付などを行っています。しかし、近年、労働災害であるにもかかわらず、労災保険による給付を受けるための請求を行わず、健康保険を使って治療を受ける方が見られます。**お仕事でのケガ等に健康保険を使うと、後日受診した病院で健康保険から労災保険への切り替えができない場合、一時的に治療費の全額を自己負担しなければなりません**ので、労働災害の場合は必ず労災保険を請求しましょう。

労働安全衛生  
規則関係様式



労災保険給付  
関係請求書等

